



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 22 日 (金)
号外第 10 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（1）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（2）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

人 事 委 員 会 規 則

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) 休職(給与条例第12条の2第1項の規定により給料の全額を支給される場合を除く。以下この条及び次条において同じ。)にされ、又は休職の終了により復職した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)</u>を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4) <u>自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)</u>を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(5) <u>停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合</u></p>	<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) 休職(給与条例第12条の2の規定により給料の全額を支給される場合を除く。以下本条及び次条において同じ。)にされ、又は休職の終了により復職した場合</p> <p>(2) 略</p>

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(7) 略

(8) 略

(9) 海外随伴休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項第2号及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇をいう。以下同じ。)を承認され、又は海外随伴休暇の終了により再び勤務するに至った場合

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、停職にされ、育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は海外随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。

(給料の返納)

第7条 略

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、減給、停職、育児休業、外国派遣、公益法人等派遣、海外随伴休暇等により過払となった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。

第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じ

(3) 略

(4) 略

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(7) 海外随伴休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項第2号及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇をいう。以下同じ。)を承認され、又は海外随伴休暇の終了により再び勤務するに至った場合

(8) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業をし、停職にされ、海外随伴休暇を承認され、又は大学院修学休業をしている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。

(給料の返納)

第7条 略

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専従許可、外国派遣、公益法人等派遣、育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等により過払いとなった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。

第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じ

<p>た計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、<u>専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、停職、育児休業、</u>外国派遣、公益法人等派遣、<u>海外随伴休暇等</u>の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。 2及び3 略</p>	<p>た計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、<u>停職、専従許可、</u>外国派遣、公益法人等派遣、<u>育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等</u>の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。 2及び3 略</p>
---	---

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第6条及び第12条の規定、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定<u>並びに職員の自己啓発等休業に関する条例</u>(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第6条及び第12条の規定<u>並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期</p>

間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした職員 大学院修学休業の期間

(4) 外国派遣職員 派遣期間

(5) 略

(6)~(9) 略

2 次の各号に掲げる職員が職務に復帰した場合においては、それぞれ当該各号に掲げる規定により、当該規定に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日(以下「復帰日」という。)及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1) 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をした職員(以下「自己啓発等休業職員」という。) 自己啓発等休業条例第11条

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をした職員(以下「育児休業職員」という。) 育児休業条例第6条

3 外国派遣職員、公益法人等派遣職員、自己啓発等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整

間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 外国派遣職員 派遣期間

(4) 略

(5) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした職員 大学院修学休業の期間

(6)~(9) 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をした職員(以下「育児休業職員」という。)が職務に復帰した場合においては、育児休業条例第6条の規定により、同条に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日(以下「復帰日」という。)及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

3 外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

することができる。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条の4 略</p> <p>2 月の中途において<u>次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u>は、支給単位期間は、その後復職し、<u>職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</u></p> <p>(1) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)</u>をした場合 <u>大学院修</u></p>	<p>第5条の4 略</p> <p>2 月の中途において<u>地方公務員法第28条第2項の規定による休職(以下「休職」という。)</u>にされ、<u>同法第29条第1項の規定による停職(以下「停職」という。)</u>にされ、<u>同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可(以下「専従許可」という。)</u>を受け、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣(以下「外国派遣」という。)</u>をされ、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣(以下「公益法人等派遣」という。)</u>をされ、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)</u>を始め、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇(以下「海外随伴休暇」という。)</u>を承認され、<u>又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)</u>を始めた場合であって、<u>これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u>は、支給単位期間は、その後復職し、<u>又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</u></p>

<p>学休業の期間</p> <p>(2) <u>地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした場合 自己啓発等休業の期間</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第2項の規定による休職（以下「休職」という。）にされた場合 休職の期間</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条第1項の規定による停職（以下「停職」という。）にされた場合 停職の期間</u></p> <p>(5) <u>地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受けた場合 専従許可の有効期間</u></p> <p>(6) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をした場合 育児休業の期間</u></p> <p>(7) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされた場合 外国派遣の期間</u></p> <p>(8) <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇（以下「海外随伴休暇」という。）を承認された場合 海外随伴休暇の期間</u></p> <p>(9) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益法人等派遣」という。）をされた場合 公益法人等派遣の期間</u></p> <p>3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項各号に掲げる場合から復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じ</p>	<p>3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じ</p>
--	---

<p>た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において<u>大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、</u>休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、<u>育児休業をし、</u>外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、又は<u>公益法人等派遣をされた場合</u>であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、<u>外国派遣をされ、公益法人等派遣をされ、</u>育児休業を始め、海外随伴休暇を承認され、又は<u>大学院修学休業を始めた場合</u>であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	--

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p><u>(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</u></p> <p><u>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) <u>無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例(昭</u></p>

- 由条例」という。)第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員
- (4) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員
- (5) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員
- (6) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第5条の3第1項に規定する職員以外の職員
- (8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員
- (9) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員
- 和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。)第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 専従休職者(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)
- (5) 無給外国派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)
- (6) 無給公益法人等派遣職員(公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)
- (7) 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。)のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第5条の3第1項に規定する職員以外の職員
- (8) 海外随伴休暇職員(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員をいう。)
- (9) 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学

<p>(10) <u>公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p> <p>第2条の4 略</p> <p>2 条例第16条の4第5項に規定する<u>100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員</u>については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員、任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち5号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1) <u>第1条の3第1号及び第2号に掲げる職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(2) <u>第1条の3第5号、第6号及び第9号に掲げる職員として在職した期間</u>については、その全期間</p> <p>(3) <u>育児休業をしている職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(4) <u>地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けている職員として勤務しなかった期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p>	<p><u>院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>第2条の4 略</p> <p>2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員、任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち5号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1) <u>第1条の3第3号、第4号及び第8号に掲げる職員として在職した期間</u>については、その全期間</p> <p>(2) <u>育児休業職員及び大学院修学休業職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(3) <u>修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けている職員をいう。以下同じ。）として勤務しなかった期間（当該対象期間中の勤務しなかった時間をいう。）</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p>
---	--

<p>(1) 第1条の3第1号から第6号まで又は第9号のいずれかに該当する者</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員</u></p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1) <u>第1条の3第1号、第2号、第5号、第6号又は第9号に掲げる職員として在職した期間</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(7) <u>修学部分休業をしている職員として勤務しなかった期間</u></p> <p>(8) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u></p>	<p>(1) 第1条の3第1号から第4号まで又は第8号のいずれかに該当する者</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員</u></p> <p>(6) <u>大学院修学休業職員</u></p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1) <u>第1条の3第3号、第4号又は第8号に掲げる職員として在職した期間</u></p> <p>(2) <u>育児休業職員及び大学院修学休業職員として在職した期間</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(7) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u></p> <p>(8) <u>修学部分休業職員として勤務しなかった期間(当該対象期間中の勤務しなかった時間をいう。)</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>(<u>短時間勤務職員の給料月額の端数計算</u>)</p> <p>第2条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) <u>第1条の2に規定する短時間勤務職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。)について、給与条例第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>
<p>第12条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)</p>	<p>(<u>事後の確認</u>)</p> <p>第12条 略</p>
<p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。</p>	<p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。</p>

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特
殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第2条各号（第10号及び第15号を除く。）に掲げる特殊勤務手当及び警察職員の特
殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から第18号までに掲げる特殊勤務手当とする。た
だし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員（給
与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は育児短時間勤務職員等（給与条例第4条の2第1項に規定
する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務
であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものであ
る場合における当該手当を除く。

4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 時間によって定められた特殊勤務手当 その額
- (2) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を8で除して得た額
- (3) 月によって定められた特殊勤務手当 その額に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額

ア その者の1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数

イ その者の1週間当たりの勤務時間の時間数をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た数

ウ 18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数

- (4) 回によって定められた特殊勤務手当 その額の一の計算期間の合計額に12を乗じて得た額を、前号アにより求められる数から、同号イにより求

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特
殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特
殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から第18号までに規定する特殊勤務手当とする。た
だし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものであ
る場合における当該手当を除く。

4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 時間によって定められた特殊勤務手当については、その金額
- (2) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を8で除して得た金額
- (3) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間（短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間）に18（短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数）を乗じたものを減じたもので除して得た金額

- (4) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じ

<p><u>められる数に同号ウにより求められる数を乗じて 得た数を減じた数で除して得た額</u></p>	<p><u>たものから8時間（短時間勤務職員にあっては、 勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定によ り定められたその者の勤務時間をその者の1週間 当たりの勤務日の日数で除して得た時間）に18 （短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週 間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗 じて得た数）を乗じたものを減じたもので除して 得た金額</u></p>
--	--

（警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（航空手当） 第5条 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の操縦の作業に従事した日数が<u>7</u>にその者の1週間当たりの勤務日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この条において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この条において同じ。）未満である場合における同項に規定する航空手当の額は、次の各号に掲げる当該作業に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を条例第15条第2項第1号に定める額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。 （1） <u>4に算出率を乗じて得た日数以上7に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60</u> （2） <u>1日以上4に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30</u></p>	<p>（航空手当） 第5条 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の操縦の作業に従事した日数が<u>7日未満</u>である場合における<u>同号</u>に規定する航空手当の額は、当該作業に従事した日数が<u>4日以上7日未満</u>であるときにあっては<u>100分の60</u>を、<u>1日以上4日未満</u>であるときにあっては<u>100分の30</u>を、それぞれ同条第2項第1号に定める額に乗じて得られる額とする。</p>

<p>2 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の整備の作業に従事した日数が15に算出率を乗じて得た日数未満である場合における同項に規定する航空手当の額は、次の各号に掲げる当該作業に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を同条第2項第2号に定める額に乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60</p> <p>(2) 1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30</p> <p>3 月の中途において1週間ごとの勤務日の日数が変更される場合における前2項の規定の適用については、人事委員会が別に定める。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>2 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の整備の作業に従事した日数が15日未満である場合における同号に規定する航空手当の額は、当該作業に従事した日数が8日以上15日未満であるときにあっては100分の60を、1日以上8日未満であるときにあっては100分の30を、それぞれ同条第2項第2号に定める額に乗じて得られる額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
---	--

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第1条の2に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」と</p>	<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 月の1日から末日までの間において次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。</p>

いう。)第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(4) 略

2 月の1日から末日までの間において前項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ条例に規定する額又は前項の規定により求められた額に乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(4) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあつては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあつては100分の30を、それぞれ

<p>(1) <u>8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60</u></p> <p>(2) <u>1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30</u></p> <p>3 <u>月の中途において1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が変更される場合における前2項の規定の適用については、人事委員会が別に定める。</u></p> <p>4 略</p>	<p>前項の規定により求められた額に乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>
--	---

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通勤手当の減額</u>)</p> <p>第8条の2 略</p>	<p>(短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前		
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="245 1585 791 1626"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>にあっては、この表に掲げる額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条</p>	略	<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="841 1585 1386 1626"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>再任用職員のうち、給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員</u>にあっては、この表に掲げる額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条</p>	略
略			
略			

<p>例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。)第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は<u>県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項</u>に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額とする。</p>	<p>例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は<u>県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項</u>に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額とする。</p>
--	--

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																																										
<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分 期間の区分</th> <th colspan="5">1項職員</th> <th rowspan="2">2項 職員</th> <th rowspan="2">3項 職員</th> </tr> <tr> <th>1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年以上17年未満</td> <td style="text-align: center;">302,500</td> <td style="text-align: center;">264,500</td> <td style="text-align: center;">212,700</td> <td style="text-align: center;"><u>156,500</u></td> <td style="text-align: center;">98,500</td> <td style="text-align: center;">31,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 略 4 <u>条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>にあつては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を初任給調整手当の月額とする。</p>	職員の区分 期間の区分	1項職員					2項 職員	3項 職員	1種	2種	3種	4種	5種	略								16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	<u>156,500</u>	98,500	31,400		略								<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分 期間の区分</th> <th colspan="5">1項職員</th> <th rowspan="2">2項 職員</th> <th rowspan="2">3項 職員</th> </tr> <tr> <th>1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年以上17年未満</td> <td style="text-align: center;">302,500</td> <td style="text-align: center;">264,500</td> <td style="text-align: center;">212,700</td> <td style="text-align: center;"><u>159,100</u></td> <td style="text-align: center;">98,500</td> <td style="text-align: center;">31,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 略</p>	職員の区分 期間の区分	1項職員					2項 職員	3項 職員	1種	2種	3種	4種	5種	略								16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	<u>159,100</u>	98,500	31,400		略							
職員の区分 期間の区分		1項職員							2項 職員	3項 職員																																																																	
	1種	2種	3種	4種	5種																																																																						
略																																																																											
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	<u>156,500</u>	98,500	31,400																																																																					
略																																																																											
職員の区分 期間の区分	1項職員					2項 職員	3項 職員																																																																				
	1種	2種	3種	4種	5種																																																																						
略																																																																											
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	<u>159,100</u>	98,500	31,400																																																																					
略																																																																											

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間</p>

<p>(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)~(3) 略 <u>(4) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に条例第4条の2第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)を乗じて得た期間を控除した期間の2分の1の期間</u> (5) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間) 第8条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)~(7) 略 <u>(8) 育児短時間勤務等をしている職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除した期間</u> (9) 略</p>	<p>(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)~(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間) 第8条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)~(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
--	--

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第8条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)~(25) 略 <u>(26) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第5項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第5項の規定による承認をすること。</u> (27)~(38) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)~(25) 略 (26) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定による承認をすること。 (27)~(38) 略</p>

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第9条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める日(以下この条において「基準日」という。)</u>に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員等(条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)</u>以外の職員であって、<u>基準日において育児短時間勤務職員等であったものの特地勤務手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率(条例第4条の2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)</u>で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>4 <u>育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの特地勤務手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月額に係る算出率(以下「現算出率」という。)</u>を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額(その日が平成14年8月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、<u>当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第72号)第1条及び第2条の規定による改正後の条例(次条第2項において「平成14年改正後条例」という。)</u>の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

- 5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの特勤手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額に現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特勤手当に準ずる手当)

第4条 略

- 2 条例第11条の9第1項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額(以下この条において「準ずる手当の月額」という。)は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において「基準日」という。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額(以下「限度額」という。))を超えるときは、当該限度額)とする。

略

- 3 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限度額を超えるときは、当該限度額)とする。

- 4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準ずる手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限度額を超えるときは、当該限度額)とする。

- 5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において

(特勤手当に準ずる手当)

第4条 略

- 2 条例第11条の9第1項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日)に受けていた給料及び扶養手当の月額(当該異動又は公署の移転の日が平成14年8月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

<p><u>育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額</u>は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。</p>	
--	--

（教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正）

第10条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教職調整額の端数計算） 第3条 条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p> <p>（給料月額の特例） 第4条 略</p>	<p>（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算） 第3条 <u>職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第1条の2に規定する短時間勤務職員について、</u>条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p> <p>第4条 略</p>

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第11条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額） 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（<u>条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>）<u>にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から</u></p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額） 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（<u>条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する</u></p>

<p>第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)~(5) 略</p>	<p>条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)~(5) 略</p>
---	--

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第12条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定は、<u>育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）には適用しない。</u></u></p> <p>（宿日直勤務）</p> <p>第8条 <u>条例第9条第1項本文</u>の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>（育児短時間勤務職員等に宿日直勤務を命ずることができる場合）</u></p>	<p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>（宿日直勤務）</p> <p>第8条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>2 略</p>

第9条の2 条例第9条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、育児短時間勤務職員等以外の職員に第8条第1項各号に掲げる勤務を命ずることができない場合であって、育児短時間勤務職員等に同項各号に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命ずることができる場合)

第9条の3 条例第9条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 略

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 略

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第11条の2 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項又は第3項に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定による継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職

(年次有給休暇の日数)

第12条 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定による継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。)とする。

4 略

5 略

6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応

以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第12条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 略

3 略

4 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が

じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

- (4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数

採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

- (4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。） 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、

があるときは、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)

これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)

7 略

5 略

第12条の2 年の中途において1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該変更の日の属する月の初日において新たに職員となったものとみなして変更後の勤務形態により条例第14条第1項の規定を適用した場合に同日において得られる日数から変更前の勤務形態により同項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を減じた日数(当該日数が負となる場合にあっては、0日。以下この条において「調整日数」という。)を当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数に加えた日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数(当該端数が当該変更の日以後の1日当たりの平均勤務時間数を超える場合にあっては、当該1日当たりの平均勤務時間数をもって1日に換算した日数))とする。この場合において、当該年の初日において同項の規定により与えられた日数(以下この条において「初日付与日数」という。)に調整日数を加えた日数が20日を超えるときは、20日から初日付与日数を減じた日数を調整日数とする。

(年次有給休暇の繰越し等)

(年次有給休暇の繰越し等)

第13条 条例第14条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日(第12条第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該各項の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数)とする。

第13条 条例第14条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数)とし、20日を超える職員にあっては20日とする。

2 略

2 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

(年次有給休暇の単位及び計算)

第14条 略

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等
- (2) 再任用短時間勤務職員
- (3) 任期付短時間勤務職員

<p>(4) <u>1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員以外の職員(前3号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p>3 職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、<u>1日当たりの平均勤務時間数</u>をもって1日とする。</p>	<p>3 職員(短時間勤務職員を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、<u>8時間</u>をもって1日とする。</p> <p>4 <u>短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数</u>をもって1日とする。</p>
--	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第13条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 市町村教育委員会(条令第3条第2項に規定する市町村教育委員会をいう。以下同じ。)は、条令第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条令第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条令第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定は、育児短時間勤務職員等(条令第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)には適用しない。</u></p> <p>(宿日直勤務)</p>	<p>(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 市町村教育委員会は、条令第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条令第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条令第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(宿日直勤務)</p>

第7条 条例第7条第1項本文の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

2 略

(育児短時間勤務職員等に宿日直勤務を命ずることができる場合)

第8条の2 条例第7条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、育児短時間勤務職員等以外の職員に第7条第1項に規定する勤務を命ずることができない場合であって、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命ずることができる場合)

第8条の3 条例第7条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 略

2 市町村教育委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)又は任期付短時間勤務職員(同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 略

2 市町村教育委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第10条の2 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項又は第3項に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただ

	<p>し、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p>
<p>（年次有給休暇の日数）</p>	
<p>第11条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p>	<p>第11条 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。）とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p>	
<p>3 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）とする。</p>	
<p>4 略</p>	<p>2 略</p>
<p>5 略</p>	<p>3 略</p>

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第4項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該年において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

(4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除

4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(3) 略

(4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除

く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た日数から、当該年において職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)

7 略

第11条の2 年の中途において1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該変更の日の属する月の初日において新たに職員となったものとみなして変更後の勤務形態により条例第12条第1項の規定を適用した場合に同日において得られる日数から変更前の勤務形態により同項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を減じた日数(当該日数が負となる場合にあっては、0日。以下この条において「調整日数」という。)を当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数に加えた日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数(当該端数が当該変更の日以後の1日当たりの平均勤務時間数を超える場合にあっては、当該1日当たりの平均勤務時間数をもって1日に換算した日数))とする。この場合において、当該年の初日において同項の規定により与えられた日数(以下この条において「初日付与日数」という。)に調整日数を加えた日数が20日を超えるときは、20日から初日付与日数を減じた日数を調整日数とする。

(年次有給休暇の繰越し等)

第12条 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日(第11条第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該各項の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数)とする。

2 略

く。) 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)

5 略

(年次有給休暇の繰越し等)

第12条 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数)とし、20日を超える職員にあっては20日とする。

2 略

<p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる職員</u>の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務職員等</u></p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(3) <u>任期付短時間勤務職員</u></p> <p>(4) <u>1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員以外の職員</u> (前3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>3 職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、<u>1日当たりの平均勤務時間数</u>をもって1日とする。</p>	<p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>短時間勤務職員</u>の年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>3 職員 (<u>短時間勤務職員を除く。</u>) が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、<u>8時間</u>をもって1日とする。</p> <p>4 <u>短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数</u>をもって1日とする。</p>
--	---

(任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 任期付研究員の採用等に関する条例施行規則 (平成13年鳥取県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 (以下この条において「追加条項」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加条項を除く。) に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(号給の決定の基準)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員 (条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。) 及び第2号任期付研究員 (同条第2項に規定する第2号任期付研究員をいう。以下同じ。) の号給の決定に係る同条第3項の人事委員会規則で定める基準は、<u>次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2号任期付研究員 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める号給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>博士課程修了</u>後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う</td> <td style="text-align: center;">2号給</td> </tr> </table>	略		イ <u>博士課程修了</u> 後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う	2号給	<p>(号給の決定の基準)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員 (条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。) 及び第2号任期付研究員 (同条第2項に規定する第2号任期付研究員をいう。以下同じ。) の号給の決定に係る同条第3項の人事委員会規則で定める基準は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2号任期付研究員 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める号給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>博士課程終了</u>後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う</td> <td style="text-align: center;">2号給</td> </tr> </table>	略		イ <u>博士課程終了</u> 後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う	2号給
略									
イ <u>博士課程修了</u> 後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う	2号給								
略									
イ <u>博士課程終了</u> 後、数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う	2号給								

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1号給</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(給料月額の端数計算)</p> <p><u>第5条の2 条例第6条第4項及び第5項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、前項の規定にかかわらず、育児休業法第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第6条第1項の規定により休憩時間を置かなければならない場合にあつては、当該時間帯から当該休憩時間を除いた時間帯)とする。</u></p>	<p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p>	1号給	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1号給</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p>	<p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p>	1号給
<p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p>	1号給				
<p>研究員の職務に従事する場合</p> <p>ウ 博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合</p>	1号給				

(任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 任期付職員の採用等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(給料月額の端数計算)</p> <p><u>第3条の2 条例第7条第3項及び第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p>	

る。	
----	--

(平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第16条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア~エ 略 オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間 カ~ケ 略</p> <p><u>(9) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をいう。</u></p> <p><u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア~エ 略 オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間</p> <p>カ~ケ 略</p> <p>(9) 略 (10) 略 (11) 略 <u>(12) 主査等切替 平成17年改正条例附則第6項の規定により職務の級を定められることをいう。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、<u>次の各号に掲げる職員とする。</u></p>

(1)及び(2) 略

(3) 育児短時間勤務等をしていた職員

(4) 略

(5) 略

(6) 主任等切替を受けた職員

(7) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 略

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第6号及び第7号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 育児短時間勤務等を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

(4) 略

(5) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正条

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 主査等切替又は主任等切替を受けた職員

(6) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 略

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号から第7号までに掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 略

(4) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正条

<p>例第2条による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））</p> <p>(6) 主任等切替を受けた場合 切替日の前日に主任等切替を受けたものとした場合に平成18年改正条例附則第15条の規定による改正前の平成17年改正条例（以下この号において「旧平成17年改正条例」という。）附則第13項又は第15項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額（平成17年改正条例附則第6項の規定の適用を受けた職員にあっては、同項の規定の適用及び主任等切替を順次受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第13項又は第15項の規定の例により決定される給料月額）に相当する額</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>例第2条による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）</p> <p>(5) 主査等切替を受けた場合（平成20年3月31日までの期間に限る。）切替日の前日に主査等切替を受けたものとした場合に平成18年改正条例附則第15条の規定による改正前の平成17年改正条例（次号において「旧平成17年改正条例」という。）附則第7項又は第9項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(6) 主任等切替を受けた場合（前号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては平成20年4月1日以降の期間に限る。）切替日の前日に主任等切替を受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第13項又は第15項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額（前号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、主査等切替及び主任等切替を順次受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第7項又は第9項及び第13項又は第15項の規定の例による給料月額）に相当する額</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第3号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後	改 正 前				
別表（第2条関係） 1～27 略 <u>28 鳥取県後期高齢者医療広域連合</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局</td> <td style="text-align: center;">局長 課長</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略	機 関	職	事務局	局長 課長	別表（第2条関係） 1～27 略 備考 略
機 関	職				
事務局	局長 課長				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。